

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第百十二条まで（現行のとおり）</p> <p>（土壌汚染対策指針の作成等）</p> <p>第百十三条 知事は、規則で定める有害物質（以下「特定有害物質」という。）による土壌の汚染又はこれに起因する地下水の汚染が、人の健康に支障を及ぼすことを防止するため、土壌汚染の調査及び対策に係る方法等を示した指針（以下「土壌汚染対策指針」という。）を定め、公表するものとする。</p> <p>（土壌汚染の除去等の措置の計画書作成に関する指示等）</p> <p>第百十四条 知事は、次の各号のいずれにも該当するときは、工場又は指定作業場を設置している者で、特定有害物質を取り扱い、又は取り扱ったもの（以下「有害物質取扱事業者」という。）に対し、期限その他の規則で定める事項を示して、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、土壌汚染の除去等の措置の計画書（以下「土壌地下水汚染対策計画書」という。）を作成し、これを提出すべきことを指示することができる。</p> <p>一 有害物質取扱事業者が、特定有害物質により規則で定める基準（以下「汚染土壌処理基準」という。）を超え、又は</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第百十二条まで（略）</p> <p>（土壌汚染対策指針の作成等）</p> <p>第百十三条 知事は、有害物質に汚染された土壌からの有害物質の大気中への飛散又は土壌汚染に起因する地下水の汚染が、人の健康に支障を及ぼすことを防止するため、土壌汚染の調査及び対策に係る方法等を示した指針（以下「土壌汚染対策指針」という。）を定め、公表するものとする。</p> <p>（汚染土壌の処理に関する命令）</p> <p>第百十四条 知事は、工場又は指定作業場を設置している者で、有害物質を取り扱い、又は取り扱ったもの（以下「有害物質取扱事業者」という。）が、有害物質により土壌を汚染したことにより大気又は地下水を汚染し、かつ、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、当該有害物質取扱事業者に対して、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、汚染処理の計画書（以下「汚染処理計画書」という。）を作成し、これに基づき、当該工場又は指定作業場の敷地内の汚染土壌の処理をすることを命ずることができる。この場合において、当該有害物質取扱事業者</p>

超えることが確実であると認められる土壤汚染を生じさせ
たとき。

二 当該土壤汚染の生じた土地の状況が、土壤汚染により人
の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合と
して規則で定める場合に該当するとき。

2 知事は、前項の規定により指示を受けた者が、提出の期限
までに土壤地下水汚染対策計画書を提出しないときは、その
者に対し、期限を定めて土壤地下水汚染対策計画書を提出す
べきことを命ずることができる。

3 第一項又は前項の規定による土壤地下水汚染対策計画書
(以下この条において「第百十四条計画書」という。)を提出
した者は、当該第百十四条計画書に従って土壤汚染の除去等
の措置を講じなければならない。

4 知事は、第百十四条計画書を提出した者が、措置を講ずべ
き期限までに当該第百十四条計画書に従って土壤汚染の除去
等の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、期
限を定めて当該措置を講ずべきことを命ずることができる。

5 第百十四条計画書を提出した者は、当該第百十四条計画書
に記載された土壤汚染の除去等の措置が完了したときは、そ
の旨を知事に届け出なければならない。

(地下水汚染地域における土壤等の汚染状況の調査要請等)

が当該敷地の所有者と異なるときは、当該所有者は、当該措
置の実施に協力しなければならない。

2 前項の命令を受けた有害物質取扱事業者は、前項の規定に
より作成した汚染処理計画書を知事に提出しなければならない。
い。

3 前項の規定により汚染処理計画書の提出をした有害物質取
扱事業者は、汚染の処理が完了したときは、その旨を知事に
届け出なければならない。

(地下水汚染地域における土壤汚染の調査要請等)

第百十五条 知事は、特定有害物質による地下水の汚染が認められる地域があるときは、当該地域内の有害物質取扱事業者に対し、土壤汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、当該工場又は指定作業場の敷地内の特定有害物質による土壤等の汚染状況の調査（以下「汚染状況調査」という。）を実施し、及びその結果を報告するよう求めることができる。ただし、将来にわたり地下水の利用の見込みがない土地として規則で定める要件に該当するときは、この限りでない。

2| 知事は、前項の規定による汚染状況調査の結果、当該敷地内の土壤の特定有害物質の濃度が汚染土壤処理基準を超える場合で、かつ、当該敷地内の土壤汚染が規則で定める基準に該当するときは、当該汚染状況調査の結果を報告した者に対し、期限その他の規則で定める事項を示して、土壤汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、土壤地下水汚染対策計画書を作成し、これを提出すべきことを指示することができる。ただし、当該土壤汚染が、当該報告した者が生じさせたものでないことが明らかであると知事が認めるときは、この限りでない。

3| 知事は、前項の規定により指示を受けた者が、提出の期限までに土壤地下水汚染対策計画書を提出しないときは、その者に対し、期限を定めて土壤地下水汚染対策計画書を提出すべきことを命ずることができる。

4| 第二項又は前項の規定による土壤地下水汚染対策計画書

第百十五条 知事は、有害物質による地下水の汚染が認められる地域がある場合は、当該地域内の有害物質取扱事業者に対し、土壤汚染対策指針に基づき規則で定めるところにより、その敷地内の土壤の汚染状況を調査し、その結果を報告するよう求めることができる。

2| 知事は、前項の調査結果により、当該敷地内の土壤の有害物質の濃度が規則で定める基準（以下「汚染土壤処理基準」という。）を超える場合で、知事が行う周辺の地下水の水質調査の結果等により、当該土壤汚染が当該地下水汚染の原因であると認められるときは、当該有害物質取扱事業者に対し、土壤汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、汚染処理計画書を作成し、これに基づき、当該敷地内の汚染土壤の処理をすることを命ずることができる。

3| 前条第二項及び第三項の規定は、前項により命令を受けた有害物質取扱事業者について準用する。

(以下この条において「第百十五条計画書」という。)を提出した者は、当該第百十五条計画書に従って土壌汚染の除去等の措置を講じなければならない。

5| 知事は、第百十五条計画書を提出した者が、措置を講ずべき期限までに当該第百十五条計画書に従って土壌汚染の除去等の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該措置を講ずべきことを命ずることができる。

6| 第百十五条計画書を提出した者は、当該第百十五条計画書に記載された土壌汚染の除去等の措置が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(工場等の廃止又は施設等の除却時の義務)

第百十六条 次の各号に掲げる者は、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、それぞれ当該各号に定める土地の汚染状況調査を実施し、規則で定める日までにその結果を知事に報告しなければならない。ただし、第一号に掲げる者が、規則で定めるところにより、申請を行い、当該土地が特定有害物質による土壌の汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがなく、かつ、当分の間汚染状況調査の実施が困難な状況にある旨の知事の確認を受けたときは、この限りでない。

一 工場等廃止者(有害物質取扱事業者であつた者で工場又は指定作業場を廃止したものをいう。以下同じ。) 当該工場又は指定作業場の敷地であつた土地

(工場又は指定作業場の廃止又は建物除却時の義務)

第百十六条 有害物質取扱事業者は、工場若しくは指定作業場を廃止し、又は当該工場若しくは指定作業場の全部若しくは主要な部分を除却しようとするときは、廃止又は除却をしようとする日の三十日前までに、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、当該工場又は指定作業場の敷地内の土壌の汚染状況を調査し、その結果を知事に届け出なければならない。

二 施設等除却者（有害物質取扱事業者であつて、工場又は指定作業場の全部又は規則で定める主要な施設等を除却しようとするものをいう。以下同じ。）当該除却に伴い土壤の掘削を行う土地

2| 前項ただし書の確認を受けた者（その者の地位を承継した者を含む。次項において同じ。）は、当該確認に係る土地の利用状況、土地の所有者等（土地の所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）その他の規則で定める事項の変更について、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

3| 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項ただし書の確認に係る土地の全部又は一部について当該確認を取り消すものとする。

一 当該土地の全部又は一部が同項ただし書の確認の要件を満たさない状況になったとき。

二 同項ただし書の確認を受けた者が前項に規定する届出をせず、又は虚偽の届出を行ったとき。

4| 知事は、第一項の規定による汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の特定有害物質の濃度が汚染土壤処理基準を超える場合で、かつ、当該土地が次の各号のいずれかに該当すると

2| 知事は、前項の調査の結果、当該敷地内の土壤の有害物質の濃度が汚染土壤処理基準を超えていると認めるときは、当該有害物質取扱事業者に対し、土壤汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、当該敷地内の汚染土壤の拡散を防止するための計画書（以下「汚染拡散防止計画書」という。）を作成し、これに基づき、汚染の拡散の防止の措置をとることを命ずることができる。この場合において、当該有害物質取扱事業者が当該敷地の所有者と異なるときは、当該所有者は、当該措置の実施に協力しなければならない。

3| 前項の命令を受けた有害物質取扱事業者は、同項の規定により作成した汚染拡散防止計画書を知事に提出するとともに、汚染の拡散の防止の措置が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならない。

4| 前三項の規定にかかわらず、有害物質取扱事業者が土壤汚染の調査又は汚染の拡散防止の措置を行わずに第一項の廃止又は除却に係る土地の譲渡（借地の場合にあつては当該土地

きは、工場等廃止者又は施設等除却者に対し、期限その他の規則で定める事項を示して、土壤汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、土壤地下水汚染対策計画書を作成し、これを提出すべきことを指示することができる。ただし、当該土壤汚染が、当該工場等廃止者又は施設等除却者が生じさせたものでないことが明らかであると知事が認めるときは、この限りでない。

一 当該土地の状況が、土壤汚染により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合として規則で定める場合に該当するとき。

二 当該土壤汚染が規則で定める基準に該当するとき（将来にわたり地下水の利用の見込みがない土地として規則で定める要件に該当するときを除く。）。

5 知事は、前項の規定により指示を受けた者が、提出の期限までに土壤地下水汚染対策計画書を提出しないときは、その者に対し、期限を定めて土壤地下水汚染対策計画書を提出すべきことを命ずることができる。

6 第四項又は前項の規定による土壤地下水汚染対策計画書（以下この条において「第百十六条計画書」という。）を提出した工場等廃止者又は施設等除却者は、当該第百十六条計画書に従って土壤汚染の除去等の措置を講じなければならない。

7 知事は、第百十六条計画書を提出した工場等廃止者又は施

の返還をいう。以下同じ。）をしたときは、譲渡を受けた者が土壤汚染の調査又は汚染の拡散の防止の措置を講じなければならない。

設等除却者が、措置を講ずべき期限までに当該第百十六条計画書に従って土壤汚染の除去等の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該措置を講ずべきことを命ずることができる。

8| 第百十六条計画書を提出した工場等廃止者又は施設等除却者は、当該第百十六条計画書に記載された土壤汚染の除去等の措置が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならぬ。

9| 第一項及び第四項から前項までの規定にかかわらず、工場等廃止者又は施設等除却者が、汚染状況調査の実施若しくは報告、第百十六条計画書の作成若しくは提出又は土壤汚染の除去等の措置若しくは当該措置が完了した旨の届出を行わずに、当該土地の譲渡（借地の場合にあつては、当該土地の返還をいう。以下同じ。）をしたときは、当該譲渡を受けた者も当該汚染状況調査の実施及び報告、第百十六条計画書の作成及び提出並びに土壤汚染の除去等の措置及び当該措置が完了した旨の届出（当該土地の譲渡をした際、工場等廃止者又は施設等除却者が行っていないものに限る。）を行わなければならない。

10| 知事は、前項（次条第二項において準用する場合を含む。）に規定する土地の譲渡を受けた者がいることを知つたときは、当該土地の譲渡を受けた者に対し、当該工場又は指定作業場において取り扱っていた特定有害物質の種類その他の規

則で定める事項を通知するものとする。

- 11 土地の所有者等（工場等廃止者、施設等除却者及び第九項の譲渡を受けた者を除く。）が汚染状況調査又は土壤汚染の除去等の措置を行った場合（工場等廃止者、施設等除却者又は第九項の譲渡を受けた者が、第一項、第六項又は第九項の規定に基づき汚染状況調査又は土壤汚染の除去等の措置を行わない場合に限る。）において、当該汚染状況調査又は土壤汚染の除去等の措置が当該各項に規定する方法により行われたものであると知事が認めるときは、当該各項の規定による汚染状況調査又は土壤汚染の除去等の措置があつたものとみなす。

（有害物質取扱事業者による自主調査）

第一百十六条の二 有害物質取扱事業者（第一百五条第一項、前条第一項又は第一百七条第二項の規定の適用を受ける者を除く。）は、土壤汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、当該工場又は指定作業場の敷地内の汚染状況調査を実施したときは、その結果を知事に報告することができる。

- 21 前条第四項から第九項までの規定は、前項の報告をした有害物質取扱事業者について準用する。この場合において、前条第四項中「第二項」とあるのは「第一百十六条の二第二項」と、「工場等廃止者又は施設等除却者」とあるのは「有害物質取扱事業者」と、前条第五項中「前項」とあるのは「第一百十六条の二第二項において準用する第一百十六条第四項」と、前

条第六項中「第四項又は前項」とあるのは「第一百十六条の二第二項において準用する第一百十六条第四項又は第五項」と、「第一百十六条計画書」とあるのは「第一百十六条の二計画書」と、「工場等廃止者又は施設等除却者」とあるのは「有害物質取扱事業者」と、前条第七項及び第八項中「第一百十六条計画書」とあるのは「第一百十六条の二計画書」と、「工場等廃止者又は施設等除却者」とあるのは「有害物質取扱事業者」と、前条第九項中「第一項及び第四項から前項まで」とあるのは「第一百十六条の二第二項において準用する第一百十六条第四項から第八項まで」と、「工場等廃止者又は施設等除却者」とあるのは「有害物質取扱事業者」と、「汚染状況調査の実施若しくは報告、第一百十六条計画書」とあり、及び「汚染状況調査の実施及び報告、第一百十六条計画書」とあるのは「第一百十六条の二計画書」と読み替えるものとする。

(工場等の敷地又は工場等の存した土地の改変時における汚染地改変者の義務)

第一百十六条の三 次の各号に掲げる土地において、土壤の特定有害物質の濃度が汚染土壤処理基準を超えている土地の切り盛り、掘削その他の規則で定める行為(以下「汚染地の改変」という。)を行う者(以下「汚染地改変者」という。)は、土壤汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、当該汚染地の改変に伴う汚染の拡散等を防止するための計画書(以下「汚染拡散防止計画書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、次条第二項の規定の適用を

受ける者にあつては、この限りでない。

- 一 第一百五十五条第一項の規定による汚染状況調査の結果、当該敷地内の土壤汚染が同条第二項の規則で定める基準に該当しなかつた土地
- 二 第一百六条第一項の規定による汚染状況調査の結果、同条第四項ただし書に該当した土地又は同項各号のいずれにも該当しなかつた土地
- 三 第一百四十四条第三項若しくは第四項、第一百五十五条第四項若しくは第五項、第一百六条第六項、第七項若しくは第九項（前条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第一百六条第十一項又は次項の規定により措置が講じられた土地

2| 前項の規定による汚染拡散防止計画書を提出した者は、当該汚染拡散防止計画書に従つて汚染拡散防止の措置を講じなければならない。

3| 第一項の規定による汚染拡散防止計画書を提出した者は、当該汚染拡散防止計画書に記載された汚染拡散防止の措置が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならない。

（土地の改変時における改変者の義務）

第一百七条 規則で定める面積以上の土地における土地の切り盛り、掘削その他の規則で定める行為（以下「土地の改変」という。）を行う者（以下「土地改変者」という。）は、土壤汚染対策指針に基づき、当該土地の改変を行う土地における過

（土地の改変時における改変者の義務）

第一百七条 規則で定める面積以上の土地において行う土地の切り盛り、掘削等規則で定める行為（以下「土地の改変」という。）を行う者（以下「土地改変者」という。）は、土壤汚染対策指針に基づき、当該土地の改変を行う土地における過去

去の特定有害物質の取扱事業場の設置状況その他の規則で定める事項について調査し、その結果を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の調査の結果、当該土地の土壤が汚染され、又は汚染されているおそれがあると認めるときは、土地改変者に対し、土壤汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、当該土地の汚染状況調査を実施し、その結果を報告するよう求めることができる。

3 土地改変者は、前項の規定による汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の特定有害物質の濃度が汚染土壤処理基準を超えていることが判明したときは、当該土地の改変に伴う汚染の拡散等を防止するため、土壤汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、汚染拡散防止計画書を作成し、知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による汚染拡散防止計画書の提出を受けた場合において、当該土地の土壤汚染が第百十四条第一項第二号の規則で定める場合に該当するときは、当該提出をした者に対し、その旨を通知し、計画の変更を求めることができる。

5 第三項の規定による汚染拡散防止計画書を提出した者は、当該汚染拡散防止計画書（前項の規定により変更した場合にあつては、変更後の汚染拡散防止計画書。次項において同じ。）

の有害物質の取扱事業場の設置状況等規則で定める事項について調査し、その結果を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の調査の結果、当該土地の土壤が汚染され、又は汚染されているおそれがあると認めるときは、土地の改変者に対し、土壤汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより当該土壤の汚染状況を調査し、その結果を報告するよう求めることができる。

3 土地改変者は、前項の調査の結果、当該土地の土壤の有害物質の濃度が汚染土壤処理基準を超えていることが判明したときは、土地の改変に伴う汚染の拡散等を防止するため、土壤汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、汚染拡散防止計画書を作成し、知事に提出しなければならない。

4 前項により汚染拡散防止計画書の提出をした土地改変者は、前項の汚染拡散防止計画書の内容を誠実に実施し、汚染の拡散の防止の措置が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならない。

に従って汚染拡散防止の措置を講じなければならない。

6| 第三項の規定による汚染拡散防止計画書を提出した者は、当該汚染拡散防止計画書に記載された汚染拡散防止の措置が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならない。

7| 次に掲げる土地において、汚染地改変者は、当該汚染地の改変に伴う汚染の拡散等を防止するため、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、汚染拡散防止計画書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、第一項の規定の適用を受ける者にあつては、この限りでない。

一 第二項の規定による汚染状況調査が実施された土地のうち、第五項の汚染拡散防止の措置を要しなかつた土地

二 第五項（次項において準用する場合を含む。）の規定により措置が講じられた土地

8| 第五項及び第六項の規定は、前項の汚染地改変者について準用する。この場合において、第五項中「第三項」とあるのは「第七項」と、「当該汚染拡散防止計画書（前項の規定により変更した場合にあつては、変更後の汚染拡散防止計画書。次項において同じ。）」とあるのは「当該汚染拡散防止計画書」と、第六項中「第三項」とあるのは「第七項」と読み替えるものとする。

（記録の保管、引継等）

第百十八条 第百十四条から前条までの規定に基づく調査を行

（記録の保管及び承継）

第百十八条 有害物質取扱事業者、第百十六条第一項の廃止又

つた者、措置に係る計画書を作成した者又は措置を行った者（その者の地位を承継した者を含む。）にあつては当該調査、計画書又は措置の内容について、第百十六条第一項ただし書の確認を受けた者（その者の地位を承継した者を含む。）にあつては工場又は指定作業場において取り扱っていた特定有害物質その他の操業時の状況について、土地の所有者等と共有するとともに、記録を作成し、保管し、及び必要に応じて土地の所有者等にこれを引き継がなければならない。

- 2| 土地の所有者等（その者の地位を承継した者を含む。）は、前項の規定により共有した調査、計画書若しくは措置の内容等又は引き継がれた記録について、当該土地における土地改変者又は汚染地改変者に対して適切に提供しなければならない。

（台帳の調製等）

第百十八条の二 知事は、第百十四条から第百七条までの規定に基づく調査、計画書、措置等について、規則で定めるところにより、所在地その他の規則で定める事項を記載した台帳を調製し、これを保管しなければならない。

- 2| 前項に規定する台帳は、公開し、一般の閲覧に供するものとする。

（調査、措置等に係る指導及び助言並びに情報収集等）

第百十九条 知事は、有害物質取扱事業者、工場等廃止者、施

は除却に係る土地の譲渡を受けた者及び土地改変者は、この節の規定に基づき実施した調査及び処理について記録を作成し、保管しておかなければならない。

- 2| 有害物質取扱事業者、第百十六条第一項の廃止又は除却に係る土地の譲渡を受けた者及び土地改変者が、土壤汚染の調査又は汚染土壌の処理若しくは拡散の防止の措置を行った土地を譲渡するときは、前項の記録を当該土地の譲渡を受ける者に確実に引き継がなければならない。

（調査及び処理等に係る指導及び助言）

第百十九条 知事は、有害物質取扱事業者、第百十六条第一項

設等除却者、第百十六條第一項の廃止又は除却に係る土地の譲渡を受けた者、土地の所有者等、汚染地改変者又は土地改変者がこの節の規定に基づき行う調査、措置等に関し、必要に応じ指導及び助言を行うものとする。

2 知事は、第百十四條第一項第二号に規定する規則で定める場合（第百十七條第四項に規定する場合を含む。）又は第百十六條第四項第一号に規定する規則で定める場合（第百十六條の二第二項において準用する場合を含む。）に該当することを判断するために必要があると認めるときは、人の健康に係る被害が生ずるおそれに関する情報を有する関係行政機関に対する情報提供の要請その他の手段により情報を収集するとともに、当該情報を整理し、保存し、及び適切に提供するよう努めるものとする。

（勧告等）

第百二十條 知事は、第百十四條第五項、第百十五條第六項、第百十六條第一項、第八項（第百十六條の二第二項において準用する場合を含む。）及び第九項（第百十六條の二第二項において準用する場合を含む。）、第百十六條の三各項並びに第百十七條第一項、第三項、第五項（第八項において準用する場合を含む。）、第六項（第八項において準用する場合を含む。）及び第七項に違反をしている者があるときは、その者に対し、当該違反をしている事項を是正するため必要な措置をとることを勧告することができる。

の廃止又は除却に係る土地の譲渡を受けた者及び土地改変者がこの節の規定に基づき行う汚染土壌の調査及び処理等に関し、必要に応じ指導及び助言を行うものとする。

（勧告）

第百二十條 知事は、第百十四條から第百十七條までの規定（第百十四條第一項、第百十五條第一項及び第二項、第百十六條第二項並びに第百十七條第二項の規定を除く。）に違反をしている者があるときは、その者に対し、当該違反をしている事項を是正するため必要な措置をとることを勧告することができる。

2) 知事は、第百十六條第一項の規定に違反している者に対する勧告を行つたときは、同項に規定する汚染状況調査の対象となつてゐる土地の場所及びその範囲について、公表することができる。

3) 知事は、前項の公表をしようとする場合は、当該土地の所有者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

(費用の負担)

第百二十一条 第百十六條第九項（第百十六條の二第二項において準用する場合を含む。）、第百十六條の三及び第百十七條の場合において、工場等廃止者又は施設等除却者（第百十六條の二第二項において準用する場合にあつては有害物質取扱事業者）から、第百十六條第一項の廃止若しくは除却に係る土地又は第百十六條の二第一項の汚染状況調査を実施した土地の譲渡を受けた者、土地改変者又は汚染地改変者が、汚染状況調査、措置等を実施したときは、当該調査、措置等に要した費用を、当該汚染をした者に請求することを妨げるものではない。

(土地の所有者等の協力義務)

第百二十一条の二 第百十四條から第百十七條までの規定に基づき調査、措置等を実施する者が当該土地の所有者等と異なる場合においては、当該土地の所有者等は、当該調査、措置等の実施に協力しなければならない。

(費用の負担)

第百二十一条 第百十六條第四項及び第百十七條の場合において、有害物質取扱事業者から、第百十六條第一項の廃止若しくは除却に係る土地の譲渡を受けた者又は土地の改変者が、土壤汚染の調査又は拡散防止の措置等に要した費用を、当該汚染をした者に請求することを妨げるものではない。

(適用除外)

第二百二十二条 第百十三条から前条までの規定は、次に掲げる土壤については適用しない。

- 一 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百二十九号）第二条第一項に規定する農用地の土壤
- 二 汚染の原因が専ら自然的条件であることが明らかであると認められる場所（汚染の原因が、専ら自然的条件によるものと同程度に汚染された土砂に由来すると認められる埋立地を含む。）の土壤
- 三 前二号に掲げるもののほか、法令により特定有害物質の処分等を目的として設置されている施設の存する土地の土壤

2 | 前項第二号の規定にかかわらず、第百十三条から前条までの規定は、前項第二号の土壤については、当該場所からの土壤の搬出に伴う汚染拡散防止に必要な限度において適用する。

第二百二十三条から第百五十五条まで （現行のとおり）

(違反者の公表)

第百五十六条 知事は、第五条の六第一項、第八条の四第二項、第九条第一項若しくは第二項、第九条の七、第十七条の二十三第一項、第二十五条、第二十五条の八、第三十二条、第三十六条、第四十条、第四十八条、第五十六条又は第二百二十条第一項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該

(適用除外)

第二百二十二条 第百十三条から前条までの規定は、次に掲げる土壤については適用しない。

- 一 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百二十九号）第二条第一項に規定する農用地の土壤
- 二 汚染の原因が専ら自然的条件であることが明らかであると認められる場所の土壤
- 三 前二号に掲げるもののほか、法令により有害物質の処分等を目的として設置されている施設の存する土地の土壤

第二百二十三条から第百五十五条まで （略）

(違反者の公表)

第百五十六条 知事は、第五条の六第一項、第八条の四第二項、第九条第一項若しくは第二項、第九条の七、第十七条の二十三第一項、第二十五条、第二十五条の八、第三十二条、第三十六条、第四十条、第四十八条又は第五十六条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかった

勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 から 4 まで (現行のとおり)

第百五十七条 (現行のとおり)

第百五十八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 ~~第九十一条、第九十八条第四項、第一百四十四条第二項若しくは第四項、第二百五条第二項又は第三十九条の規定による命令に違反した者~~
- 二 (現行のとおり)

第百五十九条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 ~~第八条の五第一項、第八条の十九第一項、第四十二条第一項、第五十八条、第六十条、第一百五十五条第三項若しくは第五項又は第一百六条第五項(第一百六条の二第二項の規定により準用する場合を含む。)若しくは第七項(第一百六条の二第二項の規定により準用する場合を含む。)~~の規定による命令に違反した者
- 一の二から三まで (略)

別表第一から別表第三まで (現行のとおり)

別表第四 有害物質(第二条関係)

ときは、その旨を公表することができる。

2 から 4 まで (略)

第百五十七条 (略)

第百五十八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 ~~第九十一条、第九十八条第四項、第一百四十四条第一項、第二百五条第二項又は第三十九条の規定による命令に違反した者~~
- 二 (略)

第百五十九条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 ~~第八条の五第一項、第八条の十九第一項、第四十二条第一項、第五十八条、第六十条、第一百五十五条第二項又は第一百六条第一項の規定による命令に違反した者~~
- 一の二から三まで (略)

別表第一から別表第三まで (略)

別表第四 有害物質(第二条関係)

一から二十六まで (現行のとおり)

二十七 塩化ビニルモノマー (別名クロロエチレン)

二十八 (現行のとおり)

別表第五から別表第十三まで (現行のとおり)

一から二十六まで (略)

二十七 塩化ビニルモノマー

二十八 (略)

別表第五から別表第十三まで (略)